

住宅省エネルギー性能証明業務手数料等

(1) 適合審査料金（図面審査＋現場審査料金）

基本料金（税込金額）、単位：円

	一般	確認併願	審査の省略ができる 場合※
一戸建ての住宅	55,000	50,000	35,000
共同住宅等	80,000	75,000	50,000

※上記の料金表は、新築に限ります。

※「審査の省略ができる場合」とは、設計住宅性能評価書、長期優良住宅技術的審査適合証、低炭素建築物技術的審査適合証、フラット35S適合証明書、現金取得者向け新築対象住宅証明書、建設住宅性能評価書、BELS評価書等で、該当する基準への適合が確認できるものを活用する場合

(2) その他料金

①旅費等の加算

現場審査の実施区域が薩摩川内市甕島地区・三島村・十島村・熊毛地区・大島地区であるときは、適合審査料金に次の各号に掲げる実費相当額を加算する。

ただし、加算は現場審査1回当たりとし、同時検査の場合は、重複加算しないものとします。

- a. 船舶、飛行機料金及びバス、レンタカー料金など現場までの交通費
- b. 宿泊を要する場合は、宿泊費として一泊当たり 10,800 円（税込金額）

②変更計画に係る審査料金は、上記料金表の2分の1の額とします。

③次のいずれかの内容の変更を申請する場合の技術的審査料金は無料とする。

- a. 申請者等の氏名、住所等の記載の変更
- b. 建築物の所在地等の記載の変更
- c. 評価への適合性が容易に判断できる変更の場合

④図面審査及び現場審査を合理的に実施できると住宅センターが判断したときは、一律 10,000 円（税込金額）とします。

⑤併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅）の料金は、一戸建ての住宅の料金を適用します。

⑥現場審査において、再審査を行う場合の料金は、一回につき 15,000 円（税込金額）を別途請求できるものとします。

(3) 再発行料金

住宅省エネルギー性能証明書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき 1,000 円（税込金額）とします。